

特定非営利活動法人 FOOT & WORK 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 FOOT&WORKという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を広島県安芸郡海田町に置く。

2 この法人は、前項のほか、従たる事務所を群馬県太田市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、地域の高齢者および要介護高齢者・障害者等の生活改善を促進するために必要な福祉サービス等の提供、また、子育て支援するための保育サービスの提供を行い、あわせて環境保全に関する事業、経済活性化に関する事業、消費者保護に関する事業を行うことにより、住民参加型の福祉のまちづくり・いきいき子育てできるまちづくり・安心して暮らせるまちづくりの実現を目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、上記目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 環境の保全を図る活動
- (5) 経済活動の活性化を図る活動
- (6) 消費者の保護を図る活動
- (7) 子どもの健全育成を図る活動
- (8) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ① 介護、子育て、福祉や子育てに関する社会教育のための調査研究、情報収集提供事業、普及啓発事業
- ② 会報及び出版物の発行
- ③ 医療・福祉及び諸団体との提携・紹介支援事業
- ④ 生活習慣・生活環境の活動に関する各種啓発活動及び支援事業
- ⑤ 多世代交流を目的とし、食糧を提供できる地域住民の居場所となる拠点づくり事業
- ⑥ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく

障がい福祉サービス事業、及び児童福祉法に基づく事業

- ⑦ 障がい者スポーツの普及啓発事業
- ⑧ 地域における健康増進、疫病予防の支援事業
- ⑨ その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して法人の活動を推進するために入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同して、この法人の活動を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 正会員は、次に掲げる条件を備えなければならない。

- (1) 本会の趣旨及び目的に賛同し、事業に協力できるものであること。
- 2 会員として入会しようとするものは、別に定める入会申込書を理事長に提出して申し込むものとする。
- 3 理事長は、前項の入会申し込みがあったときは、そのものが第1項各号に掲げる条件に適合すると認めるときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 4 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種類及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上
- (2) 監事 1人

2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。また、常務理事をおくことができる。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において正会員のうちから選任する。

2 理事長、副理事長及び常務理事は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

4 常務理事は、日常の常務を処理する。

5 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

6 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に、総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また、任期満了後後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

い。(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人には、事務局長その他の職員を置く。

2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 事業計画及び活動予算並びにその変更

(5) 事業報告及び活動決算

(6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬

(7) 会費の額

(8) 借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第50条において同じ。)、その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(9) 事務局の組織及び運営

(10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第6項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のために総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条、次条第1項及び第51条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数(書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印しな

なければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思を表示したことにより、総会の決議があったものとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行う者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、その定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の2以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第6項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又

は電磁的方法をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わるできない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者及び出席者氏名(書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 会費

(3) 寄付金品

(4) 財産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会

の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第46条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第47条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第49条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合には、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第52条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

(1) 総会の決議

(2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

(3) 正会員の欠亡

(4) 合併

(5) 破産手続開始の決定

(6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第53条 この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会の議決により選定された団体に譲渡するものとする。

(合併)

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、この法人のホームページに掲載して行う。

なお、法第31条の10第4項及び法第31条の12第4項に規定する公告については、官報に掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	福岡 康夫
副理事長	小坂 三生
常務理事	泉 須美子
理事	片山 義弘
理事	高本 友彦
理事	吉岡 健二
理事	永見 憲吾
理事	村井 仁昭
理事	児玉 正之
理事	富村 由紀子
理事	高本 紘匡

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成17年3月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、成立の日から平成16年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

正会員

- | | |
|----------------------|---------|
| (1) 正会員(個人団体とも)年会費 | 10,000円 |
| (2) 賛助会員(個人団体とも)賛助会費 | 5,000円 |

令和8年度事業計画書

特定非営利活動法人 FOOT&WORK

1 事業実施の方針

本法人は、地域住民の健康増進および福祉の向上を目的として、相談支援、情報提供、交流機会の創出等を通じ、地域における支え合いの環境づくりを推進する。令和8年度は、以下の事業を実施する。

- ① 介護、子育て、福祉や子育てに関する社会教育のための調査研究、
情報収集提供事業、普及啓発事業
地域住民を対象に健康講座・相談会を毎月第2火曜日に安芸区で開催し、年間120名の参加を見込む。また、家族プログラムを月1回（土曜日）海田町で実施し、年間70名の参加を想定する。
- ② 会報及び出版物の発行事業
会報の作成および発送を年2回（6月・12月）実施し、活動内容や福祉に関する情報を広く発信する。
- ③ 医療・福祉及び諸団体との提携・紹介支援事業
支援情報ポータルサイトを通年で運営し、相談先団体や地域住民に対し年間7,000件の情報提供を行う。
- ④ 生活習慣・生活環境の活動に関する各種啓発活動及び支援事業
健康的な生活習慣の獲得を目的とした予防事業を年3回実施し、地域住民計45名の参加を見込む。
- ⑤ 多世代交流を目的とし、食糧を提供できる地域住民の居場所となる拠点づくり事業
フードバンク・フードドライブの運営、地域交流会、フリースペースを実施し、地域住民が交流できる居場所づくりを行う。
- ⑥ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障がい福祉サービス事業、及び児童福祉法に基づく事業
相談支援事業所および自立訓練（生活訓練）事業所を通年で運営し、障がい者および児童の地域生活支援を行う。

⑦ 障がい者スポーツの普及啓発事業

ソフトバレーボールやフットサルの練習、交流会、イベント等を通じて、障がい者スポーツの普及および交流の促進を図る。

⑧ 地域における健康増進、疾病予防の支援事業

海田町基幹相談支援センター・地域生活支援拠点事業の運営、ひきこもり相談支援センターの運営、こころの電話相談、地域介護予防支援事業等を通じて、地域住民の健康増進および生活支援を行う。また、群馬県においては、座談会、親子コンサート、心理カウンセリングを実施し、不登校、ひきこもり、育児不安など多様な悩みを抱える人々に対して交流機会および心理支援を提供する。

海田町基幹相談支援センター・地域生活支援拠点事業運営

ひきこもり相談支援センター運営

こころの電話相談

地域介護予防支援事業

座談会（群馬）

親子コンサート（群馬）

心理カウンセリング（群馬）

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業（令和8年度）

事業名 (定款に記載した事業)	事業内容	実施 予 定 日 時	実 施 予 定 場 所	従事者 の予 定 人数	受益対象者 の範囲及び 予定人数	事業費の 予算額 (単位：千円)
介護、子育て、福祉や子育てに関する社会教育のための調査研究、情報収集提供事業、普及啓発事業	①健康講座・相談会実施	第2火曜日	安芸区	2名	地域住民 120名	20,805千円
	②家族プログラム	月に1回(土)	海田町	3名	地域住民 70名	
会報及び出版物の発行	①会報作成	6月・12月	海田町	20名	全国	50千円
	②会報発送	年に1回 会員更新月	海田町	1名		

医療・福祉及び諸団体との提携・紹介支援事業	①支援情報ポータルサイト運営	通年	海田町	1名	相談先団体及び地域住民 7,000件	5,975千円
生活習慣・生活環境の活動に関する各種啓発活動及び支援事業	①健康的な生活獲得に向けた予防事業	5月 6月 1月	安芸区	2名 2名 2名	地域住民 15名 15名 15名	6,093千円
多世代交流を目的とし、食糧を提供できる地域住民の居場所となる拠点づくり事業	①フードバンク・フードドライブ運営 ②地域交流会 ③フリースペース	毎水曜日・木曜日 第2火曜日 月に2回 (金・土)	安芸区 安芸区 海田町	1名 2名 4名	地域住民 400名 120名 60名	5,565千円
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障がい福祉サービス事業、及び児童福祉法に基づく事業	①相談支援(特定・児童)事業所運営 ②自立訓練(生活訓練)事業所運営	通年 通年	海田町 海田町	2名 9名	広島県民西部地区 1,800名 広島県民西部地区 3,500名	26,773千円
障がい者スポーツの普及啓発事業	①ソフトバレーボールの練習及び交流会・大会参加 ②フットサルの練習 ③車椅子ソフトボールイベント開催	毎土曜日 (日・祝) 月に1回(土) 10月	安芸区 海田町 南区	2名 2名 20名	精神障害者 250名 精神障害者 50名 地域住民 500名	3,539千円

地域における健康増進、疫病予防の支援事業	① 海田町基幹相談支援センター・地域生活支援拠点事業運営 ・連絡協議会・部会開催 ・地域の教育研修事業 ・医療施設・学校法人・各種研究機関との連携	通年 (隔月)	海田町	3名	海田町民 1700件 150名	7,101千円
	②ひきこもり相談支援センター運営(広島県・広島市・海田町) ・専門職・住民向け研修の開催	通年 ・9月	広島県・広島市・海田町	5名	広島県民 2,000件 150名	
	③こころの電話相談	毎水・土曜日	広島県内	5名	広島県民 1,200件	
	④地域介護予防支援事業	隔月に1回	広島市・海田町	1名	広島市民、海田町民 60名	
同上	座談会 参加者が気軽に対話と相談ができる座談会を開催する。育児やひきこもり等により対話機会が少ない者が気軽に対話と相談ができて、自宅や学校職場以外の居場所になることを目指す。	毎月4日間開催。 (うち2日は1日3回。残り2日は1日1回。1回90分)	群馬県太田市飯塚町45-5 1階	2名	群馬県および隣接県に在住の子どもと成人(育児不安、ひきこもり、不登校等の子どもと成人を含む)200名。	2,609千円
同上	親子コンサート 親子がともに生の音楽に触れて楽しめるコンサートを開催する。同時に、親が悩みごとを相談できる機会を設ける。	年3回開催。 1回90分。	群馬県大泉町文化むら	2名	群馬県大泉町および近隣市町村に在住の者(子どもは0歳から小学生)200名。	1,446千円
同上	心理カウンセリング 悩みごとや心理的な問題を抱えた者に対して、公認心理師が臨床心理学的な方法で支援する。	平日開催。 1回 30~80分。	群馬県太田市飯塚町45-5 1階	1名	群馬県および隣接県に在住の子どもと成人。20名。	605千円

令和9年度事業計画書

特定非営利活動法人 FOOT&WORK

1 事業実施の方針

本法人は、地域住民の健康増進および福祉の向上を目的として、相談支援、情報提供、交流機会の創出等を通じ、地域における支え合いの環境づくりを推進する。令和9年度は、以下の事業を実施する。

- ① 介護、子育て、福祉や子育てに関する社会教育のための調査研究、
情報収集提供事業、普及啓発事業
地域住民を対象に健康講座・相談会を毎月第2火曜日に安芸区で開催し、年間120名の参加を見込む。また、家族プログラムを月1回（土曜日）海田町で実施し、年間70名の参加を想定する。
- ② 会報及び出版物の発行事業
会報の作成および発送を年2回（6月・12月）実施し、活動内容や福祉に関する情報を広く発信する。
- ③ 医療・福祉及び諸団体との提携・紹介支援事業
支援情報ポータルサイトを通年で運営し、相談先団体や地域住民に対し年間7,000件の情報提供を行う。
- ④ 生活習慣・生活環境の活動に関する各種啓発活動及び支援事業
健康的な生活習慣の獲得を目的とした予防事業を年3回実施し、地域住民計45名の参加を見込む。
- ⑤ 多世代交流を目的とし、食糧を提供できる地域住民の居場所となる拠点づくり事業
フードバンク・フードドライブの運営、地域交流会、フリースペースを実施し、地域住民が交流できる居場所づくりを行う。
- ⑥ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障がい福祉サービス事業、及び児童福祉法に基づく事業
相談支援事業所および自立訓練（生活訓練）事業所を通年で運営し、障がい者および児童の地域生活支援を行う。

⑦ 障がい者スポーツの普及啓発事業

ソフトバレーボールやフットサルの練習、交流会、イベント等を通じて、障がい者スポーツの普及および交流の促進を図る。

⑧ 地域における健康増進、疾病予防の支援事業

海田町基幹相談支援センター・地域生活支援拠点事業の運営、ひきこもり相談支援センターの運営、こころの電話相談、地域介護予防支援事業等を通じて、地域住民の健康増進および生活支援を行う。また、群馬県においては、座談会、親子コンサート、心理カウンセリングを実施し、不登校、ひきこもり、育児不安など多様な悩みを抱える人々に対して交流機会および心理支援を提供する。

海田町基幹相談支援センター・地域生活支援拠点事業運営

ひきこもり相談支援センター運営

こころの電話相談

地域介護予防支援事業

座談会（群馬）

親子コンサート（群馬）

心理カウンセリング（群馬）

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業（令和9年度）

事業名 (定款に記載した事業)	事業内容	実施 予 定 日 時	実 施 予 定 場 所	従 事 者 の 予 定 人 数	受 益 対 象 者 の 範 囲 及 び 予 定 人 数	事業費の 予算額 (単位：千円)
介護、子育て、福祉や子育てに関する社会教育のための調査研究、情報収集提供事業、普及啓発事業	①健康講座・相談会実施	第2火曜日	安芸区	2名	地域住民 120名	20,801千円
	②家族プログラム	月に1回(土)	海田町	3名	地域住民 70名	
会報及び出版物の発行	①会報作成	6月・12月	海田町	20名		50千円
	②会報発送	年に1回 会員更新月	海田町	1名	全国	

医療・福祉及び諸団体との提携・紹介支援事業	①支援情報ポータルサイト運営	通年	海田町	1名	相談先団体及び地域住民 7,000件	5,975千円
生活習慣・生活環境の活動に関する各種啓発活動及び支援事業	①健康的な生活獲得に向けた予防事業	5月 6月 1月	安芸区	2名 2名 2名	地域住民 15名 15名 15名	6,093千円
多世代交流を目的とし、食糧を提供できる地域住民の居場所となる拠点づくり事業	①フードバンク・フードドライブ運営 ②地域交流会 ③フリースペース	毎水曜日・木曜日 第2火曜日 月に2回 (金・土)	安芸区 安芸区 海田町	1名 2名 4名	地域住民 400名 120名 60名	5,565千円
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障がい福祉サービス事業、及び児童福祉法に基づく事業	①相談支援(特定・児童)事業所運営 ②自立訓練(生活訓練)事業所運営	通年 通年	海田町 海田町	2名 9名	広島県民西部地区 1,800名 広島県民西部地区 3,500名	26,768千円
障がい者スポーツの普及啓発事業	①ソフトバレーボールの練習及び交流会・大会参加 ⑤フットサルの練習 ⑥車椅子ソフトボールイベント開催	毎土曜日 (日・祝) 月に1回(土) 10月	安芸区 海田町 南区	2名 2名 20名	精神障害者 250名 精神障害者 50名 地域住民 500名	3,539千円

地域における健康増進、疫病予防の支援事業	① 海田町基幹相談支援センター・地域生活支援拠点事業運営 ・連絡協議会・部会開催 ・地域の教育研修事業 ・医療施設・学校法人・各種研究機関との連携	通年 (隔月)	海田町	3名	海田町民 1700件 150名	7,101千円
	②ひきこもり相談支援センター運営(広島県・広島市・海田町) ・専門職・住民向け研修の開催	通年 ・9月	広島県・広島市・海田町	5名	広島県民 2,000件 150名	
	③こころの電話相談	毎水・土曜日	広島県内	5名	広島県民 1,200件	
	④地域介護予防支援事業	隔月に1回	広島市・海田町	1名	広島市民、海田町民 60名	
同上	座談会 参加者が気軽に対話と相談ができる座談会を開催する。育児やひきこもり等により対話機会が少ない者が気軽に対話と相談ができて、自宅や学校職場以外の居場所になることを目指す。	毎月4日間開催。 (うち2日は1日3回。 残り2日は1日1回。 1回90分)	群馬県太田市飯塚町45-5 1階	2名	群馬県および隣接県に在住の子どもと成人(育児不安、ひきこもり、不登校等の子どもと成人を含む) 200名。	2,609千円
同上	親子コンサート 親子がともに生の音楽に触れて楽しめるコンサートを開催する。同時に、親が悩みごとを相談できる機会を設ける。	年3回開催。 1回90分。	群馬県大泉町文化むら	2名	群馬県大泉町および近隣市町村に在住の者(子どもは0歳から小学生) 200名。	1,446千円
同上	心理カウンセリング 悩みごとや心理的な問題を抱えた者に対して、公認心理師が臨床心理学的な方法で支援する。	平日開催。 1回 30~80分。	群馬県太田市飯塚町45-5 1階	1名	群馬県および隣接県に在住の子どもと成人。20名。	605千円

令和 8 年度 活動計算書

令和8年 4 月 1 日から令和9年 3 月 31 日まで

特定非営利活動法人 FOOT&WORK

(単位：円)

科目	金額		合計
I 経常収益			
1 受取会費			
正会員受取会費	110,000		
賛助会員受取会費	1,240,000	1,350,000	
2 受取寄附金			
受取寄附金	3,835,000		
施設等受入評価益	150,000	3,985,000	
3 受取助成金等			
受取助成金	250,000		
4 事業収益			
売上 障害自立			
自立訓練施設収入	42,000,000		
相談支援事業収入	8,500,000		
受託収入	31,915,000	82,665,000	
5 その他収益			
受取利息			
雑収益	650,000	650,000	
経常収益計	88,650,000		88,650,000
II 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費			
給与手当	54,409,200		
法定福利費	94,200		
人件費計	54,503,400		
(2) その他経費			
旅費交通費	765,000		
通信運搬費	1,456,000		
諸会費	40,000		
会議費	1,370,000		
減価償却費	92,000		
地代家賃	5,915,000		
リース料	2,194,000		
賃借料	1,980,000		
保険料	501,000		
水道光熱費	711,000		
燃料費	164,000		
消耗品費	1,440,000		
支払手数料	2,600,000		
租税公課	2,000		
交際接待費	1,090,000		
事務用品費	271,000		
広告宣伝費	1,005,000		
新聞図書費	62,000		
研修費	175,000		
支払報酬	99,000		
雑費	376,500		
業務委託費	3,150,000		
活動補助費	600,000		
その他経費計	26,058,500		
事業費計		80,561,900	

2 管理費			
(1) 人件費			
給与手当	3,750,000		
法定福利費	10,000		
人件費計	3,760,000		
(2) その他経費			
旅費交通費	20,000		
通信運搬費	75,000		
会議費	20,000		
減価償却費	950,000		
地代家賃	315,000		
リース料	5,000		
保険料	20,000		
水道光熱費	41,000		
消耗品費	50,000		
支払手数料	900,000		
租税公課	900,000		
交際接待費	95,000		
寄付金	10,000		
事務用品費	10,000		
広告宣伝費	700,000		
新聞図書費	3,000		
その他経費計	4,114,000		
管理費計		7,874,000	
経常費用計			88,435,900
当期経常増減額			214,100
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益			
経常外収益計			0
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損		0	
経常外費用計			0
税引前当期正味財産増減額			214,100
法人税、住民税及び事業税			64,230
当期正味財産増減額			149,870
前期繰越正味財産額			23,260,598
次期繰越正味財産額			23,410,468

※ その他の事業は実施を規定していません。

令和 9 年度 活動計算書

令和9年 4 月 1 日から令和10年 3 月 31 日まで

特定非営利活動法人 FOOT&WORK

(単位：円)

科目	金額		合計
I 経常収益			
1 受取会費			
正会員受取会費	110,000		
賛助会員受取会費	1,240,000	1,350,000	
2 受取寄附金			
受取寄附金	3,835,000		
施設等受入評価益	150,000	3,985,000	
3 受取助成金等			
受取助成金	250,000		
4 事業収益			
売上 障害自立			
自立訓練施設収入	42,000,000		
相談支援事業収入	8,500,000		
受託収入	31,915,000	82,665,000	
5 その他収益			
受取利息			
雑収益	650,000	650,000	
経常収益計	88,650,000		88,650,000
II 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費			
給与手当	54,409,200		
法定福利費	94,200		
人件費計	54,503,400		
(2) その他経費			
旅費交通費	765,000		
通信運搬費	1,456,000		
諸会費	40,000		
会議費	1,370,000		
減価償却費	82,800		
地代家賃	5,915,000		
リース料	2,194,000		
賃借料	1,980,000		
保険料	501,000		
水道光熱費	711,000		
燃料費	164,000		
消耗品費	1,440,000		
支払手数料	2,600,000		
租税公課	2,000		
交際接待費	1,090,000		
事務用品費	271,000		
広告宣伝費	1,005,000		
新聞図書費	62,000		
研修費	175,000		
支払報酬	99,000		
雑費	376,500		
業務委託費	3,150,000		
活動補助費	600,000		
その他経費計	26,049,300		
事業費計		80,552,700	

2 管理費			
(1) 人件費			
給与手当	3,750,000		
法定福利費	10,000		
人件費計	3,760,000		
(2) その他経費			
旅費交通費	20,000		
通信運搬費	75,000		
会議費	20,000		
減価償却費	855,000		
地代家賃	315,000		
リース料	5,000		
保険料	20,000		
水道光熱費	41,000		
消耗品費	50,000		
支払手数料	900,000		
租税公課	900,000		
交際接待費	95,000		
寄付金	10,000		
事務用品費	10,000		
広告宣伝費	700,000		
新聞図書費	3,000		
その他経費計	4,019,000		
管理費計		7,779,000	
経常費用計			88,331,700
当期経常増減額			318,300
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益			
経常外収益計			0
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損		0	
経常外費用計			0
税引前当期正味財産増減額			318,300
法人税、住民税及び事業税			95,490
当期正味財産増減額			222,810
前期繰越正味財産額			23,410,468
次期繰越正味財産額			23,633,278

※ その他の事業は実施を規定していません。